

志免町教育大綱



令和8年3月

志 免 町

目 次

第1章	はじめに.....	1
(1)	教育大綱策定の趣旨.....	1
(2)	大綱の位置づけと実施期間.....	1
第2章	志免町の教育.....	2
(1)	教育の目標.....	2
(2)	実現のための基本方針.....	3
基本方針1	確かな学力、体力の向上を図る教育の推進.....	3
基本方針2	豊かな心を育てる教育の推進	3
基本方針3	学校・家庭・地域の連携、協働の推進	3
基本方針4	社会にはばたく力を育成する教育の推進.....	4
基本方針5	安全で快適な教育環境の整備推進	4
基本方針6	地域活動の推進	4
基本方針7	スポーツ・文化活動の推進	5
基本方針8	ふるさと意識の向上	5
基本方針9	人権教育・人権啓発の推進	5

第1章 はじめに

(1) 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）により、教育委員会制度が改正され、同法第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の「第4期教育振興基本計画」）を参酌して、地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

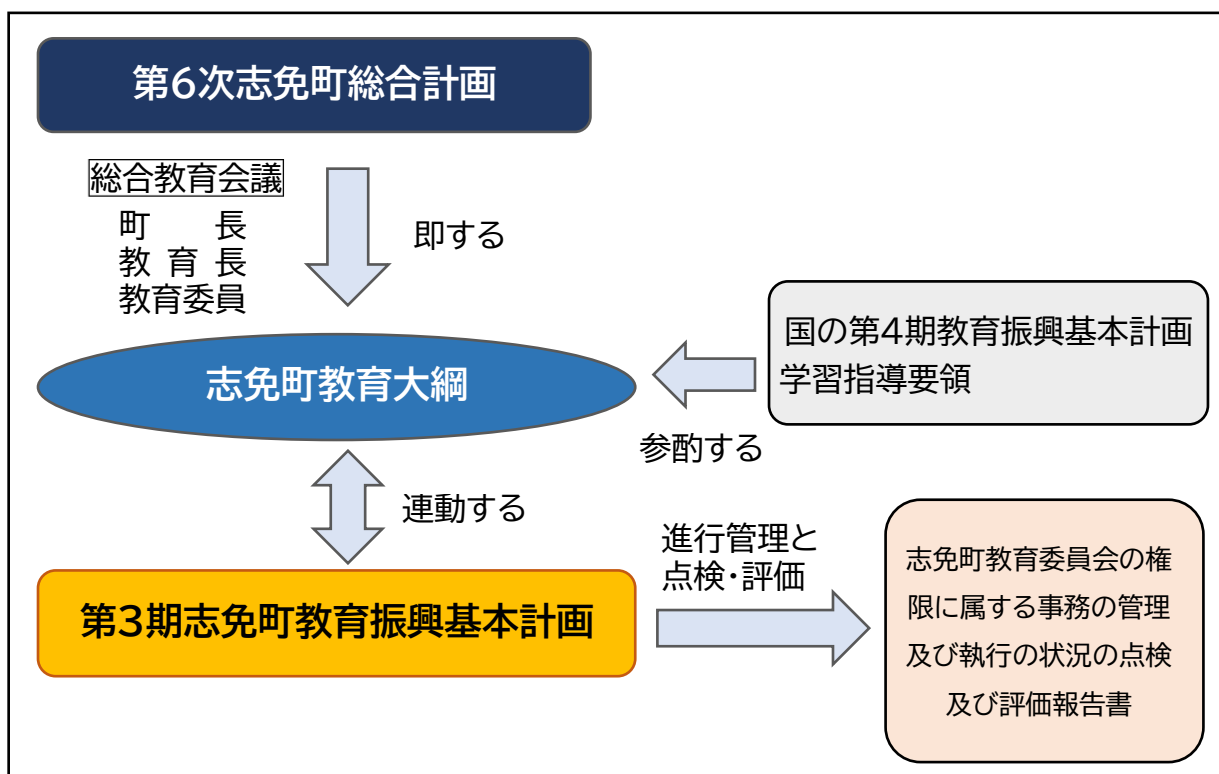
このことから、教育行政に関する町民の意向を一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議した上で、この教育大綱（以下「大綱」という。）を策定するものです。

(2) 大綱の位置づけと実施期間

大綱は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

第6次志免町総合計画の将来像「みんなで未来をつくるまち～手と手を取り合い住みつづきたい しめ～」の実現に向けて教育分野の基本方針と目標を示すもので、志免町教育委員会が策定する「第3期志免町教育振興基本計画」と連動するものです。

■ 大綱の位置づけ



本大綱の実施期間は、令和8年度から令和12年度（5年間）としますが、今後の社会情勢の変化等に対応して見直しを行うものとします。

■ 実施期間

名称	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
志免町総合計画	第6次(R3~R12) 【前期基本計画】					第6次(R3~R12) 【後期基本計画】				
志免町教育大綱	志免町教育大綱					志免町教育大綱				
志免町教育振興基本計画	第2期					第3期				

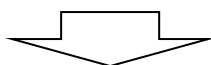
第2章 志免町の教育

(1) 教育の目標

第6次志免町総合計画の将来像である「みんなで未来をつくるまち～手と手を取り合い住みつづけたい しめ～」における6つの基本目標のうち、次の基本目標を大綱における教育の柱として位置づけます。併せて、大綱における目標を次のとおりとします。（教育振興基本計画に掲げる目標と共通）

《教育の柱》

“ひと”と“まち”がにぎわい魅力あふれるまち
子どもの笑顔があふれるまち



《志免町の教育の目標》

夢や志をもち、ふるさと志免を拓く人づくり

子どもたちが夢や志をもち、主体的に未来を切り拓く力を育むことは、教育が果たす重要な役割であり、地域社会やまちの将来を支える土台となります。情報化やグローバル化、少子高齢化など社会が急速に変化する中で、子どもたちが多様な価値観を理解し、自ら考え、他者と協働して課題解決に取り組む力を養うため、学校・家庭・地域が連携し、地域の人々の協力も得ながら、子どもたち一人ひとりの個性や可能性を最大限に引き出す教育を目指します。

(2) 実現のための基本方針

教育の目標を踏まえ、以下の9つの基本方針を設定します。

基本方針1 確かな学力、体力の向上を図る教育の推進

社会の変化に主体的に対応し、豊かな人間関係を築くためには「生きる力」を育むことが重要です。本町では、児童生徒が自ら学び、協働して課題を解決する力の育成を目指し、授業改善や少人数指導体制、体力向上、外国語教育の充実に取り組んできました。今後も、小中学校の連携を一層強化し、義務教育9年間のひとまとまりと捉えた教育活動を展開するとともに、主体的に学び合う授業づくりやICTの効果的な活用を進め、全国学力・学習状況調査等から明らかになった課題をもとに授業改善を図ります。また、健全な生活習慣の確立と体力の向上を図り、外国語教育の充実により実践的な英語力の育成に取り組みます。

基本方針2 豊かな心を育てる教育の推進

児童生徒の健やかな成長には、確かな学力とともに豊かな心の育成が欠かせません。本町では、道徳教育や読書活動の充実を図るとともに、いじめの未然防止や不登校への支援に取り組んできました。今後も、体験活動を通じた道徳教育を推進し、自他を大切に作る心と主体的に行動する力を育みます。また、いじめの早期発見・早期対応の徹底と組織的な生徒指導体制の強化、不登校児童生徒への継続的な支援の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、安心して学ぶことのできる環境の整備と教育相談体制の充実に取り組みます。

基本方針3 学校・家庭・地域の連携、協働の推進

めまぐるしく変化する社会において、学校だけでは対応が難しい課題が増えています。本町では、「地域と共にある学校」「学校と共にある地域」を目指し、あいさつ運動や清掃活動、防災活動などを通して、児童生徒と地域がつながる取組を推進してきました。今後も、学校・家庭・地域で目指す児童生徒の姿を共有し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。また、青少年育成団体との連携強化や指導者の育成を図り、地域全体で子どもたちの成長を支える体制の充実に取り組みます。

基本方針4 社会にはばたく力を育成する教育の推進

変化の激しい社会を生き抜くためには、児童生徒が自ら未来を切り拓く力を育むことが重要です。本町では、個別の教育支援計画等に基づくきめ細やかな指導や支援員の配置などにより、教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ってきました。今後も、インクルーシブ教育システムにおける理念のもと、多様な学びの場の充実と教職員の専門性向上を進め、誰もが安心して学べる教育環境の整備を図ります。また、発達段階に応じた計画的・継続的なキャリア教育を推進し、地域や企業と連携した体験活動やキャリアパスポートの活用を通して、主体的に考え、行動する力の育成に取り組みます。

基本方針5 安全で快適な教育環境の整備推進

児童生徒が安心してのびのびと学ぶには、教育の質の向上と物理的・心理的に安全な教育環境づくりが欠かせません。本町では、児童生徒1人1台端末の活用や学習支援ソフトの導入、防災・防犯対策の強化など、学習環境の整備を進めてきました。今後も、ICTの効果的な活用による主体的・対話的で深い学びの実現と教職員の指導力向上を図るとともに、学校施設の計画的な改修や危機管理体制の充実を進めます。さらに、業務の効率化や校内支援体制の充実を通して教職員の働き方改革を推進し、児童生徒が安心して学べる教育環境の向上に取り組みます。

基本方針6 地域活動の推進

社会教育は、学校教育の場以外で生涯にわたり学び続ける力を育み、地域社会の活性化や人づくりを支える重要な役割を担っています。本町では、公民館を中心に公民館役員や社会教育委員、各種団体との連携のもと、町民の社会教育活動の充実を図ってきました。今後も、公民館の活用促進や計画的な改修を進めるとともに、情報提供や相談体制の充実、役員研修等を通して連携を一層強化し、町民が主体的に学び活動できる環境の整備と地域活動の活性化に取り組みます。

基本方針7 スポーツ・文化活動の推進

スポーツは、心身の健全な発達や健康の保持増進を図るうえで欠かせない活動であり、文化活動は創造性や心の豊かさを育み、人生をより豊かなものにします。本町では、スポーツ協会や文化協会と連携し活動環境の整備を進めてきました。今後も、年齢や体力等に応じたスポーツ活動の充実と文化芸術に触れる機会や活動する機会の提供を通して、活動環境のさらなる充実を図り、誰もが身近にスポーツや文化に親しめる環境づくりに取り組みます。

基本方針8 ふるさと意識の向上

地域への愛着や誇りを育むためには、地域の歴史や伝統文化への理解と体験的な学びが重要です。児童生徒の郷土愛については、一定の成果が見られます。今後も、道徳科や総合的な学習の時間、地域貢献活動等を通じて、地域の人・文化・自然にふれる機会を充実させ、児童生徒が主体的に考え行動できる学習活動の一層の推進に取り組みます。併せて、町民参加型の取組への参加を促進し、町民がふるさとへの愛着を育む環境づくりに取り組みます。

基本方針9 人権教育・人権啓発の推進

人権を尊重する社会を築くためには、学校・地域・家庭が一体となった継続的な取組が重要です。本町では、人権・同和教育推進協議会の開催や人権相談の実施、「志免町子どもの権利条例」に基づく学習の推進などを通して、人権意識の向上に努めてきました。今後も、人権を意識した授業や啓発活動の充実を図るとともに、人権教育推進体制の強化や教職員研修の充実を進め、関係機関との連携を一層深めます。さらに、男女共同参画や多文化共生の視点を踏まえながら、子どもから大人まで幅広い世代に人権尊重の意識が浸透するよう取り組みます。